

カーボン・クレジット市場におけるマーケットメイカー制度に関する取扱い

2024年5月15日制定

2026年4月10日改正

株式会社東京証券取引所

項 目	内 容	備 考
I. 目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>本取扱いは、当取引所が開設するカーボン・クレジット市場（以下「本市場」という。）において、マーケットメイカーの気配提示によってカーボン・クレジットの流動性を向上させるため、カーボン・クレジット市場利用規約第32条の2に定めるマーケットメイカー制度（以下「本制度」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。</li> </ul>	
II. 取扱要領		
1. 定義		
(1) マーケットメイカー	<ul style="list-style-type: none"> <li>マーケットメイクとは、当取引所が定めるところにより、マーケットメイカーが継続的な売呼値及び買呼値を行うことをいう。</li> <li>当取引所は、本制度について、以下の事項に留意して、実施するものとする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市場取引を通じたカーボン・クレジットの適正な価格形成への寄与</li> <li>(2) カーボン・クレジットの当取引所の市場における円滑な流通</li> </ul> </li> </ul>	
(2) マーケットメイカー	<ul style="list-style-type: none"> <li>マーケットメイカーとは、当取引所の指定を受けて本市場においてマーケットメイクを行うカーボン・クレジット市場参加者をいう。</li> <li>マーケットメイカーは、カーボン・クレジット市場利用規約第2条の規定の遵守に加え、本市場におけるカーボン・クレジットの価格形成がより実勢を反映したものとなるよう努めるとともに、本市場におけるカーボン・クレジットの円滑な流通の確保に努めるものとする。</li> </ul>	

項 目	内 容	備 考						
<p>(3) 本制度の対象</p> <p>2. マーケットメイカーの指定等</p> <p>(1) マーケットメイカーの指定</p> <p>(2) マーケットメイカーの募集</p> <p>(3) マーケットメイカーの申請資格</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本制度の対象とする売買の区分は、以下に掲げる売買の区分とする。 <table border="1" data-bbox="629 268 1442 421"> <thead> <tr> <th>制度</th> <th>大分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J-クレジット</td> <td>省エネルギー</td> </tr> <tr> <td>J-クレジット</td> <td>再生可能エネルギー（電力）</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>当取引所は、カーボン・クレジット市場参加者からカーボン・クレジットに係るマーケットメイカーへの指定の申込みを受けて、カーボン・クレジットに係るマーケットメイカーに指定する。</li> <li>当取引所は、マーケットメイカーとして指定する期間（以下「指定期間」という。）は、原則、4月1日から翌年3月31日までとする。</li> <li>当取引所は、募集期間を別途定め、本市場におけるマーケットメイカーを募集する。</li> <li>以下を申請資格とし、当取引所が申請書類等で要件充足を確認した後、指定を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① カーボン・クレジット市場参加者であること <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ カーボン・クレジット市場参加者としての登録を1年以上受けていること</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	制度	大分類	J-クレジット	省エネルギー	J-クレジット	再生可能エネルギー（電力）	<ul style="list-style-type: none"> <li>2026年度の指定期間は、当取引所がマーケットメイカーとして指定する日付から2027年3月12日までとする。</li> <li>2026年度の募集期間は、2026年4月10日から4月24日までとする。</li> </ul>
制度	大分類							
J-クレジット	省エネルギー							
J-クレジット	再生可能エネルギー（電力）							

項 目	内 容	備 考
(4) マーケットメイカーの指定申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>② J-クレジットの取扱い実績があること <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 本市場において、マーケットメイクの対象の売買の区分で約定実績があること</li> </ul> </li> <li>③ 市場でJ-クレジットを流通させるための体制が整っていること <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 金融商品取引法における金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場又は商品先物取引法における商品取引所が開設する取引所商品市場において、取引資格を保有すること</li> </ul> </li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マーケットメイカーへの指定を希望するカーボン・クレジット市場参加者は、所定の「マーケットメイカー指定申請書」により、当取引所に申請を行うものとする。</li> <li>・ カーボン・クレジット市場参加者は、当取引所がマーケットメイカーの指定申請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的には、東京証券取引所又は大阪取引所が開設する取引所金融商品市場、又は東京商品取引所が開設する商品市場をいう。なお、本市場は、金融商品取引法における金融商品市場又は商品先物取引法における商品市場のいずれにも該当しない。</li> <li>・ 左記取引資格の取得申請を行っている場合には、所定期間内の当該資格取得を停止条件として当該資格取得日にマーケットメイカーの指定することを可能とする。</li> <li>・ 本制度において、マーケットメイクの対象とする売買の区分は、1(3)に定める対象の売買の区分すべてを</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
(5) マーケットメイカーの指定	<p>を受けるにあたり必要な情報を求めたときは、提供に協力することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当取引所は、カーボン・クレジット市場参加者からマーケットメイカーの指定申請を受けた場合には、申請内容等を確認のうえ、過去に本市場のマーケットメイカーの指定を受けていた場合（令和5年度の試行的実施を含む。）はマーケットメイカーとしての売呼値及び買呼値及び約定に係る実績等も踏まえ、当該カーボン・クレジット市場参加者をマーケットメイカーとして指定する。</li> </ul>	<p>選択することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マーケットメイカーの指定を行うタイミングは当取引所が指定する。</li> </ul>
(6) マーケットメイカーの指定の取消し等	<ul style="list-style-type: none"> <li>当取引所は、マーケットメイカーから対象となる売買の区分についてマーケットメイカーの指定の取消しに係る申請を受けた場合には、当該マーケットメイカーの指定の取消しを行う。</li> <li>マーケットメイカーが次のいずれかに該当する場合には、当取引所は、マーケットメイカーの指定の停止及び取消しその他当取引所が必要と認める措置を講じることができることとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 呼値の提示状況等を勘案し、マーケットメイカーとしての役割を十分に果たしていないと当取引所が認める場合</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マーケットメイカーは、マーケットメイカーの指定の取消しを申請する場合は、所定の「マーケットメイカー指定取消申請書」を、原則、指定取消希望日の1か月前までに当取引所に申請を行うものとする。</li> <li>指定の停止等の措置を講じる場合は、事前にマーケットメイカーに照会を行うものとする。</li> <li>マーケットメイカーの指定期間において、別紙のⅡに定める指定期間の条件充足率の平均値が、別紙のⅠに定める条件充足基準以上を満たすことができないこと</li> </ul>



項 目	内 容	備 考
4. マーケットメイカーの表彰	<ul style="list-style-type: none"> <li>b 同一の対象の売買の区分における複数のマーケットメイカーから呼値提示を行えない旨の申告があり、その申告事由に合理性が認められる場合</li> <li>c その他当取引所が必要と認めた場合</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当取引所は、マーケットメイカーのマーケットメイクの達成度合いに応じて、表彰を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一の対象の売買の区分におけるマーケットメイカーが1社の場合は、当該1社の申告による場合も認める。</li> <li>・ 2026年度の表彰は別紙のⅢ.のとおり実施する。</li> </ul>

以 上

## I. マーケットメイカーにおけるマーケットメイクの条件

項目		J-クレジット	
対象の売買の区分		省エネルギー	再生可能エネルギー（電力）
条件	呼値提示対象時間	毎営業日 13 時 00 分から 15 時 00 分*	
	呼値の最大スプレッド	300 円	
	売呼値の最低数量	250 トン	750 トン
	買呼値の最低数量	250 トン	750 トン
	条件充足基準	50%	

※注文受付時間の終了前に注文を取り消した場合は、条件充足率計算の対象外とする。

## II. マーケットメイクに係る条件充足率の算出方法

対象の売買の区分に応じて呼値提示対象時間において売買を行う日単位で計測した条件充足率から、指定期間の条件充足率の平均値を算出する。

指定期間の条件充足率の平均値（充足率及びその平均値の単位は、%とし、小数点以下第一位を四捨五入します）  
 = 指定期間における売買を行う日単位の条件充足率（※）の和 / 指定期間における午後（セッション2）立会実施日数

※売買を行う日単位の条件充足率 = マーケットメイクの条件（I. 参照）を満たした時間 / 呼値提示対象時間

## III. マーケットメイカーの表彰基準

マーケットメイカーの表彰の基準は、対象の売買の区分ごとに、2026年4月27日から2027年2月26日における条件充足率の平均値が65%以上を要件とし、市場流動性向上への貢献等も勘案することとする。

以 上